

空き家活用制度等促進事業



相続手続き



残置物処分

「河内町空き家活用制度」及び「河内町空き家登録制度」を活用するために行う、未相続又は未登記の解消や残置物の処分を行う際に発生する費用の一部を補助します。 ※活用制度、登録制度を活用しない場合には本事業は該当いたしません。

交付対象事業

- 1) 相続手続きに要する費用
- 2) 不動産登記申請に要する費用
- 3) 残置物の処分に要する費用
- 4) その他必要と認められる費用

補助額

最大 **10** 万円

※対象費用に 1/2 を乗じて得た額 (1,000 円未満切り捨て) とし10万円を上限とします。



茨城県河内町
Kawachi Town

【お問い合わせ先】茨城県稲敷郡河内町源清田 1183
河内町生活環境課 Tel0297-84-2111(代)
kankyou@town.ibaraki-kawachi.lg.jp